

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

- 県営土地改良事業の工事の完了
(農村振興課)
- 保安林の指定の解除
(森林整備課)
- 土地改良区の定款変更の認可
(東部地方振興事務所)
- 開発行為に関する工事の完了(三件)
(建築宅地課)

ページ

告 示

○宮城県告示第四百四十三号
県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。
平成二十六年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 地区名 | 事業の名称 | 工事完了年月日 |
|-----|--------|-------------|
| 桜場 | 農地整備事業 | 平成二十六年三月十九日 |

○宮城県告示第四百四十四号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十六年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

塩竈市字越ノ浦一四六の二一四

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

○宮城県告示第四百四十五号

登米市東和町土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十六年五月一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年五月十三日

宮城県東部地方振興事務所

所長 正 木

毅

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

地域の名称

多賀城市宮内一丁目九十三番、九十五番一、九十五番二、九十五番三、九十七番、四百二十五番一、四百二十五番二、四百二十六番二及び四百二十六番三並びに九十二番二及び百六十八番一の各一部

多賀城市山王字山王三区六十三番地

草刈建設株式会社

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年五月十三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
多賀城市高崎二丁目三十五番一、三十五番二及
び三十六番二並びに四十二番二の一部
多賀城市高崎二丁目十三番七号
株式会社モウリ

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年五月十三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城郡七ヶ浜町遠山三丁目七十一番三

仙台市宮城野区榴岡四丁目二番三号

東北ミサワホーム株式会社

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）